

昭和村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、営業時間の短縮や休業、感染予防の対策等を講じた村内の宿泊業又は飲食業を営む事業者に対し、昭和村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、昭和村補助金等交付に関する規則（昭和53年昭和村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 協力金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和2年4月16日時点において、昭和村内で別表1に定める業態を引き続き1年以上営んでおり、今後も引き続き事業を営むことが确实と認められる事業者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、営業時間の短縮や休業、感染予防の対策等を講じていること。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、平成31年1月から令和元年12月までの売上総額を12で除し、算出した額に2を乗じた額（千円未満の額を切り捨てる。）とする。

- 2 協力金の交付上限額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 別表1に定める対象業態を複数合わせ行う者にあつては、主たる業種で申請を行うものとする。

(交付の申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、昭和村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行わなければならない。

- 2 前項の規定により協力金の交付申請を行おうとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。
 - (1) 令和元年分の確定申告書の写し
 - (2) 令和元年分の売上高等の実績が確認できる書類
 - (3) 営業時間の短縮や休業、感染予防の対策等を講じたことが証明できる書類
 - (4) 協力金の振込先の通帳の写し
 - (5) その他村長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による交付申請は、1対象事業者につき一度限りとする。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、協力金の交付決定又は不交付の決定を行う。

- 2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において協力金を交付する場合には、昭和村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとし、不交付とする場合には、昭和村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付決定の取り消し及び返還）

第6条 村長は、協力金の交付決定を受けた交付申請者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は協力金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象事業者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

協力金対象業種	業 態	協力金交付限度額
宿泊業	旅館、民宿、民泊等	30万円
飲食業	飲食店等、スナック等	20万円